民間資金等活用事業推進会議令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百七十七号

民間資金等活用事業推進会議令

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二十条の三第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（会長）

第一条　会長は、会務を総理する。

2　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（庶務）

第二条　民間資金等活用事業推進会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

（雑則）

第三条　前二条に定めるもののほか、議事の手続その他民間資金等活用事業推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が民間資金等活用事業推進会議に諮って定める。

附　則

この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

内閣総理大臣　菅　直人

関税法施行令及び関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百七十八号

関税法施行令及び関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十八条第二項並びに関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第一項及び第八条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項第二号中「又は経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」を「、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定又は日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」に改める。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第二条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二に次の一号を加える。

十二　日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定

第二十五条第二項第四号中「又は第十一号」を「、第十一号又は第十二号」に、「又は第一一九号」を「、第一一九号又は第一一二号」に改める。

附　則

この政令は、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の効力発生の日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦

内閣総理大臣　菅　直人

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百七十九号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「さかのぼつて九十日間」を「遡つて九十日間の各日」に、「現物価格の」を「最近月の先物価格の」に、「現物価格に」を「先物価格に」に改める。

附　則

この政令は、平成二十三年七月一日から施行する。

農林水産大臣　鹿野　道彦

内閣総理大臣　菅　直人

放送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百八十号

放送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年六月三十日とする。

内閣総理大臣　菅　直人

総務大臣　片山　善博

法務大臣　江田　五月

財務大臣　野田　佳彦

文部科学大臣　高木　義明

厚生労働大臣　細川　律夫

国土交通大臣　大畠　章宏

防衛大臣　北澤　俊美

放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百八十一号

放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（有線テレビジョン放送法施行令及び電気通信役務利用放送法施行令の廃止）

第一条　次に掲げる政令は、廃止する。

一　有線テレビジョン放送法施行令（昭和四十七年政令第四百四十一号）

二　電気通信役務利用放送法施行令（平成十四年政令第十七号）

（放送法施行令の一部改正）

第二条　放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条」を「第十条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）」に、「第三条の五」を「第八条」に改め、「放送事業者」の下に「（同項において準用する同条の規定が適用される場合における日本放送協会（以下「協会」という。）を含む。）」を加え、同条第二号中「第三条の四第一項」を「第六条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第三号中「第四条第一項」を「第九条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二条中「第九条の二の二」を「第二十二条」に改め、同条第一号中「日本放送協会（以下「協会」という。）」を「協会」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備を協会の法第十五条に規定する国内基幹放送の業務の用に供する事業